

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)に 係る弊基金の対応について



さて、報道等でご承知のとおり、平成28年1月から【社会保障・税番号制度】(以下、『マイナンバー制度』といいます。)がスタートいたします。

当該マイナンバー制度の導入により、現在貴方様がお受取りの企業年金に関しては、支払者が税務署等へ提出する源泉徴収票等に貴方様のマイナンバーを記載(※1)する必要があります。そのため、弊基金は貴方様からマイナンバーをご提出いただく必要がありますが、貴方様の郵送手続き等のご負担を軽減するため、弊基金では、マイナンバーの収集業務を企業年金連合会(※2)に委託することといたしましたので、ご案内申し上げます。企業年金連合会へ委託する(※3)ことにより、貴方様から弊基金にマイナンバーをご連絡いただく必要はございません。

なお、弊基金にて管理しております貴方様の住所と住民票の住所地が相違しているなどの事情により、企業年金連合会から貴方様のマイナンバーを収集できない場合には、弊基金から再度ご連絡を差し上げますので、お手数ではございますがマイナンバーのご提出をお願いいたします。

- (※1) マイナンバーとは、国民一人ひとりに付番される12桁の番号をいいます。平成27年10月より市区町村より『通知カード』にて個人番号が通知されております。通知カードをお受取りになっていない場合には、お住まいの市区町村までお問い合わせください。
- (※2) 企業年金連合会とは、昭和42年に厚生年金保険法に基づき厚生年金基金の連合体として設立され、平成16年の法律改正により現在の企業年金連合会となりました。主に、企業年金制度を短期間で脱退した方に対する年金給付を一元的に行い、企業年金間の年金通算事業を行っています。
- (※3) 企業年金制度が、受給者様のマイナンバー収集業務を企業年金連合会に委託することは、法令によって認められております。なお、企業年金連合会より取得した貴方様のマイナンバーにつきましては、弊基金における年金または一時金の給付に係る源泉徴収票等作成事務において使用いたします。

上記ご賢察の上、弊基金の対応方針についてご理解賜りますようお願い申し上げます。